

測量等業務共通仕様書（測量業務）の改定の概要について

令和8年2月
鳥取県県土整備部技術企画課

1 国交省仕様書に準じた仕様書の改定

- 現行仕様書は、平成28年4月1日以降に調達公告を行う業務の適用として一部改定が行われたが、国土交通省が仕様書の改定を令和7年3月に行ったため、この改定に併せて最新の仕様書に改定する。

(1) 国交省仕様書に合わせて追加・見直した主な事項

編 章 条	見直し概要
第1章 総則	
第102条 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 4.「総括調査員」の担当業務内容を新規追加 ● 5.「主任調査員」の担当業務内容を新規追加 ● 6.「調査員」の担当業務内容を新規追加 ● 10.「高度な技術と十分な実務経験を有するもの」の記述を新規追加 ● 32.「電子納品」は、電子成果品を納品することを明記 ● 33.「情報共有システム」は、情報を電子的に交換・共有することを明記
第103条 受発注者の責務	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.～3.受注者、発注者の契約履行に係る責務を新規追加
第104条 業務の着手	<ul style="list-style-type: none"> ● 県の休日（以下「休日」という）を「休日等」に修正
第106条 業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 測量成果の種類、内容、品質等は製品仕様書による記述を追加
第109条 主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> ● 4.関連する測量業務等の協議、相互協力等の内容を新規追加 ● 5.「主任技術者」の変更が可能となる内容を新規追加
第110条 担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.担当技術者が複数にわたる場合、3名迄とすることを明記
第111条 提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 3.担当技術者の登録は3名迄とする記述を追加
第113条 業務計画書	<ul style="list-style-type: none"> ● 2.(6)「成果物の品質を確保するための計画」を削除 ● 2.(10)「実施方針及びその他には、行政情報流出防止対策に関する事項を含める」記述を追加
第114条 資料等の貸与及び返却	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.貸与資料は、業務着手時に貸与を原則とすることを明記
第115条 関係官公庁への手続き等	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共測量の表示、測量成果の提出等に係る資料提出の記述を新規追加
第122条 条件変更等	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.業務内容の変更または設計図書の訂正の指示は指示書によることを明記 ● 2.「予期できない特別な状態」の具体的な内容を追加
第127条 受注者の賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ● (2)「瑕疵責任に係る損害」を「契約不適合責任として請求された場合」に修正
第129条 再委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 2.「軽微な部分」は、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力等の貸与、その他特記仕様書に定める事項を追加
第132条 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を廃止し「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」に変更 ● 6.再委託時の措置を記載
第139条 行政情報流出防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 9.(1) 個人情報の管理状況を発注者へ報告する記述を新規追加
第141条 保険加入の義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 1.「業務計画書に流出防止策を記載する」ことを明記
第142条 新技術の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ● 雇用者等の保険加入の記述を新規追加 ● 新技術情報提供システム（NETIS）等を活用することが有用となった場合に報告する記述を新規追加

(2) 県独自基準の廃止

編 章 条	見直し概要
第1章 総則	
第108条 現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ● 国交省の基準に準拠した。
第110条 照査技術者	<ul style="list-style-type: none"> ● 国交省の基準に準拠した。
第111条の2 配置技術者等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の条文で記載されている為

(3) その他

- 概要の表記の修正、諸基準の改定に伴う修正、JIS名称変更、誤植等の軽微な内容の変更については、新旧対照表によることとする。